

令和 年度 特別区民税 都民税 特定株式等配当等・特定株式等譲渡等所得金額申告書

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-------|------|--|--|
| 1月1日 現在の住所 | 品川区 | | | | | | | | | | | | | |
| 現住所 | | | | | | | | | | | | | | |
| フリガナ | | | | | | | | | | | 生年月日 | | | |
| 氏名 | | | | | | | | | | | 年 月 日 | | | |
| 個人番号 | | | | | | | | | | | | 電話番号 | | |

(代理人氏名) _____ (本人との関係) _____

(代理人住所) _____ (連絡先) _____

上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る特別区民税・都民税（住民税）の課税方式について、
所得税と異なる課税方式を選択する場合は、以下の項目を記入の上、提出してください。

① 確定申告(予定含む)をした上場株式等に係る所得

| | | | 住民税の源泉徴収税額 |
|-------------|-------|---|------------|
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| | 分離課税分 | 円 | 円 |
| 上場株式等の譲渡所得等 | | 円 | 円 |

② 住民税で申告する上場株式等に係る各所得について、該当箇所に☑を入れてください。

・上記の上場株式等の配当所得について

- 住民税は申告不要を選択します。
- 住民税は下記のとおり申告します。

| | | | 住民税の源泉徴収税額 |
|-------------|-------|---|------------|
| 上場株式等の配当所得等 | 総合課税分 | 円 | 円 |
| | 分離課税分 | 円 | 円 |

・上記の上場株式等の譲渡所得について

- 住民税は申告不要を選択します。
- 住民税は下記のとおり申告します。

| | | 住民税の源泉徴収税額 |
|-------------|---|------------|
| 上場株式等の譲渡所得等 | 円 | 円 |

③ 住民税の繰越損失額について

申告不要とした損失があり、所得税と住民税で繰越損失額が異なる場合は住民税の繰越損失額を下記に記入してください。(申告不要とした損失は繰り越せません。)

| | | |
|-------------|----------------|---|
| 上場株式等の譲渡所得等 | 本年から差引く繰り越し損失額 | 円 |
| | 翌年以降に繰り越される損失額 | 円 |
| 上場株式等の配当所得等 | 本年から差引く繰り越し損失額 | 円 |

※裏面に必要書類及び詳細の注意事項の記載がございます。

【申告方法】

この申告書だけでは申告をすることができません。

以下の必要書類を添付して申告してください。

◆必要書類

- (1) 特別区民税・都民税申告書
- (2) 特定株式等配当等・特定株式等譲渡等所得金額申告書
- (3) 確定申告の控え（写し可） ※1
- (4) 特定口座年間取引報告書（写し可） ※2
- (5) 本人(個人番号)確認書類の写し マイナンバーカードなど

※1 税務署に確定申告をまだ提出していない場合は不要です。

ただし、その場合は特別区民税・都民税申告書に確定申告の内容をすべて記載してください。

※2 申告不要の場合は、住民税が源泉徴収していることがわかる書類をお願いします。

【申告期限】

3月15日までに提出をお願いします。

※ 期限が土日祝日の場合は翌営業日が申告期限です。

※ 各年度の納税通知書が送達された日以降に提出されたものにつきましては無効となります。

【申告に際しての注意事項】

- 対象となる上場株式等の配当所得・譲渡所得等は所得税 15.315%と住民税 5%(合計 20.315%)が源泉徴収されているものに限り、源泉徴収口座を選択されているもので、所得税と住民税の源泉徴収税額が 0 円でも課税方式の選択の対象になります。ただし、所得税 20.42%を源泉徴収されている非上場株式等の配当所得や、住民税が源泉徴収されていない上場株式の所得は課税方式の選択の対象外です。
- この申告書の記載誤りや添付書類の不備などがあり、課税方式が選択できる所得か判断ができない場合は、確定申告書の内容で住民税を課税することがあります。また、必要書類の添付などがない場合、税務署で資料の確認等により、本書の申告を反映するのに時間がかかる場合がございます。
- 一度選択した課税方式を変更することはできません。
- 特定口座を保有している場合、同一口座内の特定の銘柄ごとに課税方式を選択できません。
- 同一口座内で譲渡所得と配当所得を損益通算している場合、譲渡所得のみを申告することはできません。
- 申告不要を選択した特定株式等の配当所得または譲渡所得について、配当控除割額及び譲渡割額控除の適用を受けることはできません。

【申告書の提出先】

提出先 〒140-8715 品川区広町 2-1-36

品川区役所 税務課 課税担当

電話番号 03-3777-1111(代表) ※住民税の申告（配当・譲渡所得の申告）についてとお伝えください。